平成２３年（フ）第２５２号
群馬県富岡市中高瀬329番地３
債務者　伊藤代志江
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０６号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目21番地の１レジデンス95―101、従前の住所愛知県瀬戸市品野町４丁目25番地
債務者　禎山こと　戸田　省三
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２５６号
愛知県岩倉市大地町野合46番地サンハイツ中央Ｂ―４
債務者　木下多美子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６９号
愛知県一宮市奥町字野方94番地
債務者　小川　政美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７１号
愛知県一宮市朝日１丁目２番１号　セジュールヤマト105号
債務者　増井　和代（旧姓棚橋）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９６号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目19番３―302号
債務者　工藤　恒男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目19番３―302号
債務者　工藤　好美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
堺市北区新金岡町３丁１番23―101号
債務者　速水　広行
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番７―306号
債務者　下瀬　晶子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
堺市南区桃山台１丁３番１―306号、前住所堺市中区深井沢町3315番地　グランパス深井602号
債務者　元谷　正信
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
堺市南区竹城台３丁１番５―409号
債務者　坪田　法生
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
堺市西区鳳中町２丁31番地２　サンライズ鳳401号、前住所大阪府吹田市佐井寺４丁目38番６号
債務者　藤田　理香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８２号
堺市南区原山台５丁１番６―106号、住民票上の住所堺市北区北長尾町３丁４番14号２Ｆ
債務者　田村　浩一
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
堺市西区鳳北町５丁248番地１　インテグラフェニックス301号
債務者　なかね写真店こと　中根　敏行
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０６号
堺市美原区さつき野西１丁目16番地４
債務者　木下　　慈
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
堺市堺区錦綾町１丁２番３号、前住所堺市堺区南庄町１丁２番10号
債務者　粟坂　静子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１８号
大阪府大阪狭山市今熊４丁目710番地の２
債務者　前東　久美（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係